

自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書 添付書類

1 医師の診断書

- ・奈良県所定の診断書様式(精神通院医療用)に市町村受理日以前3か月以内に記載した診断書に限ります。
- ※ ただし、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費を同時に申請する場合は、精神保健福祉手帳用の診断書を添付し、精神通院医療用の診断書を省略することが出来ます。
- ※ また、主たる受診先医療機関の複数指定を希望される場合は、診断書を作成した医療機関において作成した複数医療機関の指定に関する意見書（自立支援医療費（精神通院用））を診断書と一緒に提出してください。
 - ・平成22年4月1日以降の支給認定分の継続申請については、診断書の添付が2年に一度でも可能となりました。
- ※ ただし、申請後に診断書が必要な時は、当センターから診断書の提出を求める場合があります。

2 医療保険者証等の写し

- ・被保険者情報の確認ができる書類等の写し。

※ 生活保護世帯は不要です。

3 市町村民税等の証明および年金収入等を確認できる書類。

- ① 課税世帯の場合は、世帯全員の市町村民税（所得割）がわかる書類。
- ② 世帯非課税世帯の場合は、受診者（18歳未満の場合は、保護者）の所得の証明書。
（①又は②は、市町村で交付を受けてください）
- ③ 障害者年金・特別障害給付金等の収入がある場合は、収入額を確認できる書類。
- ④ 生活保護世帯の場合は、生活保護受給者証。（福祉事務所で交付を受けてください）

4 既存の受給者証の原本又は写し

- ・新規は不要。

5 本人確認のための書類

- ①個人番号カードもしくは②個人番号通知カード+運転免許証や障害者手帳等（顔写真のあるもの）

- ※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における「世帯」とは、受診者が加入している医療保険において、扶養・被扶養の関係にある方全員のことです。
国民健康保険加入者については、加入者全員です。
上記の2の添付書類が生活保護世帯以外で提出されないときは、医療保険未加入者として自立支援医療費（精神通院医療）の支給が認定されないことがあります。
上記の3の添付書類が提出されないときは、自己負担額の上限に関する所得区分が「一定所得以上」に認定されることがあります。
また、上記2および3の添付書類が提出されないときは、「重度かつ継続」は申請があっても非該当となります。「一定所得以上」で「重度かつ継続非該当」の場合は、自立支援医療費の対象外となりますので、ご注意ください。

※ 「主たる受診先」の複数指定について

「主たる受診先」として複数医療機関を指定するには、主治医が治療上の必要を認め、かつその医療機関において提供することができない医療（精神障害又は精神障害に起因して生じた病態の診療に限る。）であることが必要です。単なる希望や利便性だけでは認められませんのでご注意ください。